

新潟県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月30日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第35号

新潟県財務規則の一部を改正する規則

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（本庁における物品購入契約等の取扱い）</p> <p>第84条 本庁の支出負担行為担当者は、物品の購入又は物品の製造の請負に関する契約を締結しようとするときは、物品購入契約等依頼書により出納局会計検査課長に対して契約事務の依頼をしなければならない。ただし、次に掲げる物品の購入又は製造の請負に関する契約及び特別の理由があるため支出負担行為担当者が自らその契約事務を処理する必要があると認め出納局会計検査課長の同意を得たものについては、この限りでない。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p><u>(11) 新潟県SDGs推進企業登録事業者（国際連合総会において採択された持続可能な開発のための目標の達成に資する取組を行う事業者として登録を受けたもの（知事が別に定めるところにより令和8年7月1日以後に当該登録の申請をしたものに限る。）をいう。以下この号において同じ。）から購入し、又は新潟県SDGs推進企業登録事業者に製造を請け負わせる物品（1件の予定価格が第72条第1号又は第2号に定める額を超えない物品に限る。）</u></p> <p><u>(12)</u> (略)</p> <p><u>(13)</u> (略)</p> <p><u>(14)</u> (略)</p> <p>(調定)</p> <p>第88条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる収入の調定は、当該各号に定める時期に行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法</u>（昭和23年法律第129号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他の法律による医療費の支払を行う団体からの収入（第90条第4項において「医療保険収入」という。）診療を行った月の末日</p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p>（公金の収納の委託）</p> <p>第105条 (略)</p>	<p>（本庁における物品購入契約等の取扱い）</p> <p>第84条 本庁の支出負担行為担当者は、物品の購入又は物品の製造の請負に関する契約を締結しようとするときは、物品購入契約等依頼書により出納局会計検査課長に対して契約事務の依頼をしなければならない。ただし、次に掲げる物品の購入又は製造の請負に関する契約及び特別の理由があるため支出負担行為担当者が自らその契約事務を処理する必要があると認め出納局会計検査課長の同意を得たものについては、この限りでない。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p><u>(11)</u> (略)</p> <p><u>(12)</u> (略)</p> <p><u>(13)</u> (略)</p> <p>(調定)</p> <p>第88条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる収入の調定は、当該各号に定める時期に行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>社会保険診療報酬支払基金法</u>（昭和23年法律第129号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他の法律による医療費の支払を行う団体からの収入（第90条第4項において「医療保険収入」という。）診療を行った月の末日</p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p>（公金の収納の委託）</p> <p>第105条 (略)</p>

<p>2 (略)</p> <p>3 総務部長は、県税徴収金（県税に係る過料、通告処分による罰金及び追徴金相当額、通告処分費並びに没収金を除く。<u>第3号</u>において同じ。）及び軽自動車税の環境性能割（<u>第110条第1項第1号</u>において「<u>県税徴収金等</u>」という。）の収納の事務を次に掲げる基準を満たしている者に委託することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(収納事務の受託者の払込み手続)</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 総務部長は、県税徴収金（県税に係る過料、通告処分による罰金及び追徴金相当額、通告処分費並びに没収金を除く。<u>以下この項、次項、第106条、第109条第1項及び第110条</u>において同じ。）及び軽自動車税の環境性能割（<u>第110条</u>において「<u>県税徴収金等</u>」という。）の収納の事務を次に掲げる基準を満たしている者に委託することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(収納事務の受託者の払込み手続)</p>
<p>第109条 (略)</p> <p>2 収納事務の受託者は、前項の払込みをする場合においては、指定金融機関等に対し、第104条の4第1項及び第105条第2項の規定による委託に係る受託者にあつては受託収納報告書、当該収入金等に係る領収済通知書及び納付書を、同条第3項の規定による委託に係る受託者にあつては受託収納報告書を添付しなければならない。ただし、収納事務の内容により添付の必要のない書類については、この限りでない。</p>	<p>第109条 (略)</p> <p>2 収納事務の受託者は、前項の払込みをする場合においては、指定金融機関等に対し、第104条の4第1項及び第105条第2項の規定による委託に係る受託者にあつては受託収納報告書、当該収入金等に係る領収済通知書及び納付書を、同条第3項の規定による委託に係る受託者（<u>次条</u>において「<u>県税等収納事務受託者</u>」という。）にあつては受託収納報告書を添付しなければならない。ただし、収納事務の内容により添付の必要のない書類については、この限りでない。</p>
<p>3 (略)</p> <p>(受託収納の領収印)</p> <p>第110条 徴収事務又は収納事務の受託者は、委託を受けた収入金等の領収については、別記第2号様式による領収印を使用しなければならない。ただし、<u>次の各号のいずれかの収入金等の領収について、当該収入金等の収納事務の受託者（以下この項において「<u>県税等収納事務受託者</u>」という。）が当該領収印を使用することが困難であり、かつ、納人の信頼を確保できると所掌する部局長が認めるときは、県税等収納事務受託者は、当該領収印に代えて、当該部局長が別に定める領収印を使用することができる。</u></p> <p>(1) <u>県税徴収金等</u></p> <p>(2) <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第36条第1項に規定する福祉資金貸付金の償還金</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>3 (略)</p> <p>(受託収納の領収印)</p> <p>第110条 徴収事務又は収納事務の受託者は、委託を受けた収入金等の領収については、別記第2号様式による領収印を使用しなければならない。ただし、<u>県税等収納事務受託者が当該領収印を使用することが困難であり、かつ、県税等収納事務受託者が当該領収印を使用しなくても県税徴収金等の領収に係る納人の信頼を確保できると総務部長が認めるときは、県税等収納事務受託者は、当該領収印に代えて、総務部長が別に定める領収印を使用することができる。</u></p> <p>2 (略)</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第84条の改正 令和8年7月1日
- (2) 第88条第3項第3号の改正 医療法等の一部を改正する法律（令和7年法律第87号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日